三　電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）第四条第一項の電気工事士免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　電気工事士法施行令第五条の電気工事士免状の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十七条の三　法別表五十三の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　電気工事士法第四条の二第一項の特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　電気工事士法第四条の二第三項若しくは第四項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第九条の四第一項の特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　電気工事士法施行規則第九条の五第一項の特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十七条の四　法別表五十三の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

第二十七条の五　［略］

第三十条　法別表五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　酒税法又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付、担保の提供その他の賦課又は徴収に関する事務

［七～三十八　略］

第三十二条の二　法別表六十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の中小企業の経営診断の業務に従事する者の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　中小企業支援法による中小企業診断士登録証に関する事務

三　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第九条第二項において準用する同令第三条第一項の中小企業診断士の更新登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十一条第一項の中小企業の経営診断の業務に従事することを休止する旨の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十二条第一項の中小企業の経営診断の業務に従事することを再開する旨の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［新設］

第二十七条の二　法別表五十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

第二十七条の三　［同上］

第三十条　［同上］

［一～五　同上］

六　酒税法（昭和二十八年法律第六号）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付、担保の提供その他の賦課又は徴収に関する事務

［七～三十八　同上］

［新設］